

工場・事業場排水と下水道の手引き

小金井市環境部下水道課

はじめに

今日の市民生活に欠くことのできない公共下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上、更に公共用水域の水質を守るという私たちの生活にはなくてはならない公共施設です。しかし、全ての下水をそのまま受け入れてきれいな水に処理することができるわけではありません。特に事業場等からの排水は水質を一定の基準に適合させなければ、水再生センターでの水処理に悪影響を及ぼす結果、川や海などの環境を汚染し、市民生活に影響を及ぼしてしまいます。そのため、小金井市では下水道法や小金井市下水道条例による水質規制が行われています。この冊子は、こうした規制のしくみ等を理解していただくために必要なルールをまとめましたので、よく読んでいただき、本市下水道事業の推進にご協力をお願いいたします。

| No. | 目次 | 頁 | No. | 目次 | 頁 |
|-----|--------------|---|-----|---------------|----|
| 0 | はじめに | 0 | 7 | 届出の仕組み | 16 |
| 1 | 下水道の仕組み | 1 | 8 | 届出から工事完了までの手順 | 20 |
| 2 | 下水道の役割 | 3 | 9 | 立入検査 | 21 |
| 3 | 下水道法と水質汚濁防止法 | 4 | 10 | 改善命令等 | 21 |
| 4 | 事業場排水の及ぼす影響 | 5 | 11 | 水質の測定義務 | 21 |
| 5 | 下水道への排除基準 | 5 | 12 | 報告書の提出 | 22 |
| 6 | 特定施設と除害施設 | 8 | 13 | 廃棄物の処理 | 22 |

1 下水道の仕組み

下水道には、汚水と雨水をまとめて流す「合流式下水道」と、別々に流す「分流式下水道」があります。小金井市内の下水道は地域によって雨水の処理方式が異なり、合流式及び分流式の地域があります。詳細については別紙1または小金井市環境部下水道課(042-387-9828)にお問い合わせください。

合流式下水道

【長所】

- ・ 布設する管が一本で済むため、施工が容易であり、また経済的である。
- ・ 少しの雨であれば、雨水の汚れも水再生センターで処理することができます。

【短所】

- ・ 大雨で雨水量が増えると、雨で希釈された未処理の下水やきょう雑物が雨水ばきから公共用水域(小金井市の場合、野川等)に放流されてしまいます。
- ・ 道路上にある集水ますを通して下水の悪臭が出てくることがある。

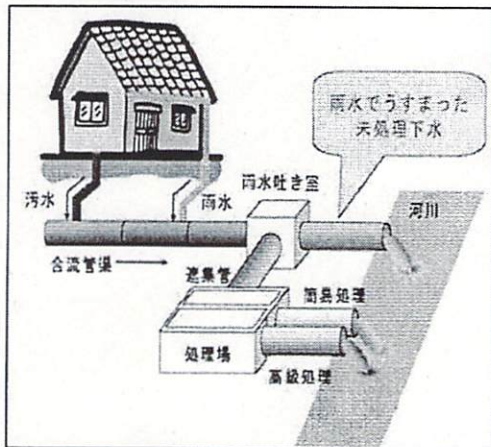
分流式下水道

【長所】

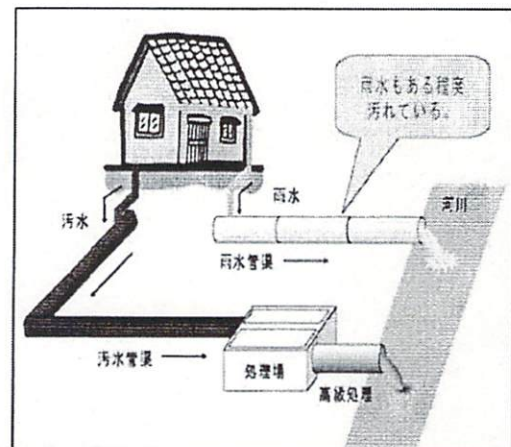
- ・ 大雨のときでも汚水は、全て水再生センターで処理することができる。

【短所】

- ・ 雨水の汚れは、そのまま河川などに放流される。
- ・ 布設する管が2本必要となり、道路幅が狭い場所では施工が困難であり、費用も大きくなります。





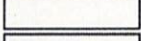


【合流式下水道】



【分流式下水道】

小金井市全図

小平市

-  分流区域
-  分流・浸透禁止区域
-  合流区域
-  合流・浸透禁止区域
-  浸透樹才パイプ管設置必要区域

湧水地点



| 凡例 | |
|--------|------|
| ----- | 市界 |
| ----- | 町界 |
| 本町六丁目 | 町名 |
| 1 5 11 | 街区番号 |
| 4 7 8 | 住居番号 |

2 下水道の役割

下水道は、快適な暮らしを支える都市の最も基本的な施設です。

(1) 浸水の防止

豪雨時でも雨水を速やかに排除し、浸水からまちを守ります。

(2) 衛生的な生活環境

下水道の整備により水洗トイレが使えるようになり、また不衛生な排水路もなくなり、衛生的な生活環境へと改善できます。

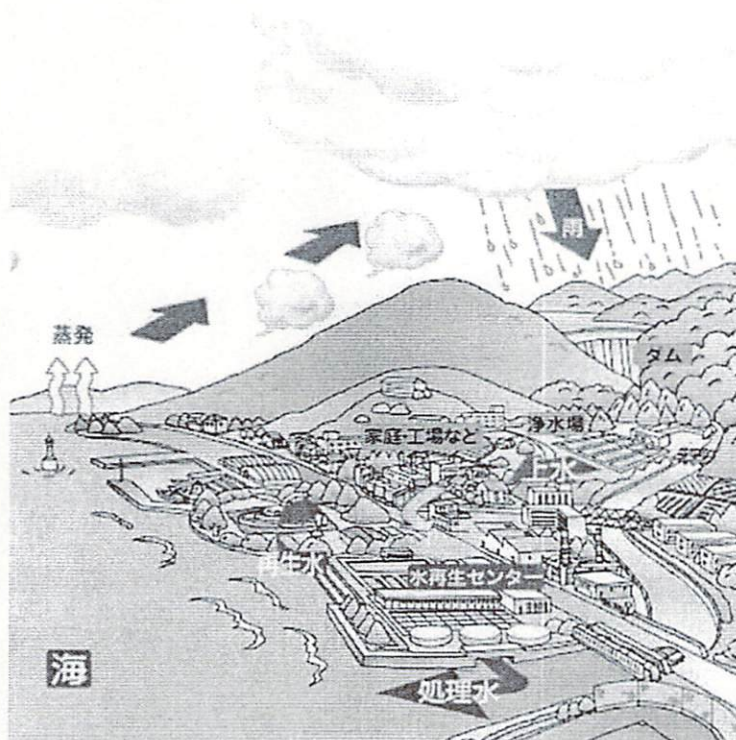
(3) 水環境の保全

家庭や工場などから排出される汚水を下水処理場で処理し、河川や海へ放流するため、公共用水域の水質を守ります。

(4) 資源の循環

処理した水を再生水として利用し、また、汚泥を資源・エネルギーとして利用するなど、循環型都市づくりを進めます。また、下水処理水をせせらぎの水源として利用し水循環創造に寄与しています。

水の循環



(雲 → 雨 → 地上 → 川 → 海 → 蒸発)

3 下水道法と水質汚濁防止法の違い

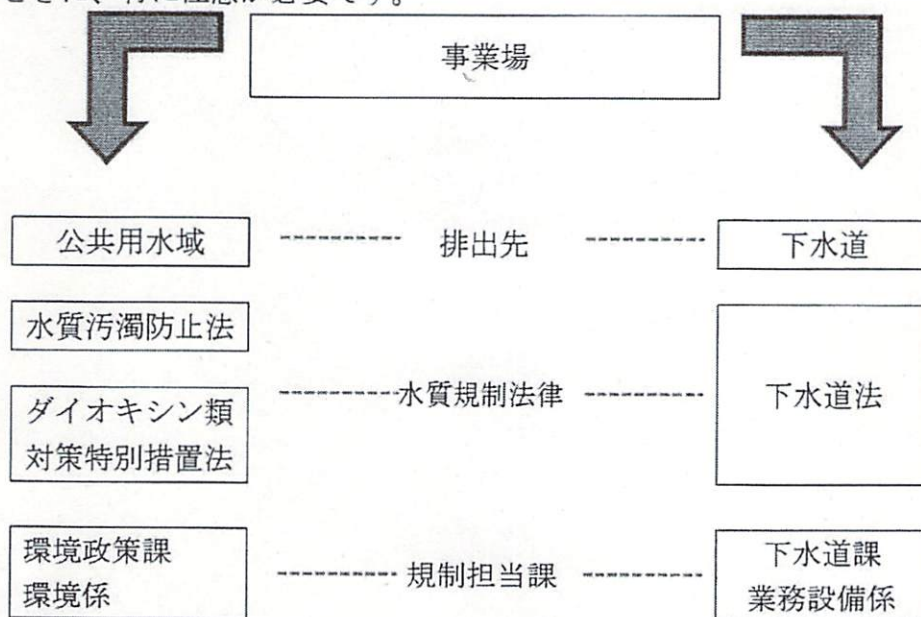
事業場排水などを公共用水域へ排出する場合には水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の規制を受け、下水道へ排除する場合には下水道法の規制を受けます。いずれの法律も水質の保全を目的としていますが、次のような点で違いがあります。

- (1) BOD(生物化学的酸素要求量)及びSS(浮遊物質)は水質汚濁防止法より緩やかに設定されています。

| 項目 | 下水道法 | 水質汚濁防止法 |
|-----|---------|---------|
| BOD | 600mg/ℓ | 25mg/ℓ |
| SS | | 90mg/ℓ |

- (2) 下水道法は、水質汚濁防止法より規制される事業所の範囲が広い。処理場の放流水の水質を守るため、水質汚濁防止法で規制されない事業場も規制しています。例えば、非特定事業場、有害物質を流さない排水量50m³/日未満の特定事業場等が対象になります。

- (3) 下水処理場、下水道管等に被害を与える項目を追加規制
 下水道の機能を妨げたり、施設を傷めたりする項目を追加して規制しています。
 温度 45℃未満、よう素消費量 220mg/ℓ未満の2項目
 *以上のことは、事業場排水の排出先を、新たに公共用水域から下水道へ変更するときに、特に注意が必要です。



4 事業場排水の及ぼす影響

川で子どもたちが水遊びできるような美しい自然を守るために、現在下水道が整備されています。

しかし、できあがった施設の維持管理について、使用する私たちが十分認識していなければ、その能力を発揮させることはできません。下水道に排除される下水（特に事業場排水）によっては、そのまま排除すると管きよを腐食、あるいは詰まらせたりします。また、処理場では微生物の働きによって水をきれいにしますが、この機能を低下させる物質などを含むこともあります。

これらの事業場排水の下水道へ及ぼす影響は、次の別紙2に大別されます。

- (1) 下水道施設を損傷し、その機能を低下させる。
- (2) 微生物の働きを低下させ、時には処理不能にし、放流水質を悪くする。
- (3) 重金属を含むものは、処理場で汚泥に蓄積され、その処理等が制限される。

これらのことはすべて、下水道の維持管理を妨げ、放流水の水質を悪化させ、処理費用の増大をきたし、使用者に新たな負担をかけることとなります。

下水道に及ぼす影響等を項目別の一覧表にし、別紙2に示します。

●事故時の措置の義務づけ●

事業場での事故により、有害物質又は油を下水道に排出した場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を、速やかに、公共下水道管理者に届け出なければなりません。（法第12条の9第1項）

5 下水道への排除基準

事業場が悪質な下水を下水道へ流した場合、「4 事業場排水の及ぼす影響」で述べたように様々な障害が、下水道管や処理場に出てきます。

このような障害を未然に防ぐために定められたのが排除基準です。排除基準には、直罰基準と除害施設設置基準とがあり、別紙3に示します。

(1) 直罰基準

特定事業場から排除される下水の水質が、表の直罰基準を超えたとき、直ちに罰則（下水道法第46条の2）が適用されます。

罰則は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金となっています。

(2) 除害施設設置基準

事業場から排除される下水の水質が、別紙3の除害施設設置基準を超えるとときは、除害施設を設置する必要があります。

規制を受ける項目と下水道に対する影響

| 規制を受ける項目 | 下水道に対する影響 |
|---|---|
| 水素イオン濃度 (pH) | 下水管を腐食します。 他の排水と混合すると有害ガスが発生することがあります。 |
| 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 高濃度になると水再生センターの処理機能が低下します。 |
| 浮遊物質 (SS) | 下水管内の清掃回数を増加させます。下水管を詰まらせます。 |
| ノルマルヘキサン抽出物質 | 下水管を詰まらせます。火災の危険もあります。 |
| 窒素、燐 | 高濃度になると水再生センターの処理機能が低下します。 |
| シアン | 下水管内の作業を危険にします。 水再生センターにおける生物処理の機能を低下させます。 |
| アルキル水銀、有機燐、鉛、総水銀、カドミウム、砒素、六価クロム、銅、亜鉛、総クロム、溶解性鉄、溶解性マンガン、PCB、セレン、ほう素 | 水再生センターにおける生物処理の機能を低下させます。水再生センター等で発生した汚泥の処理、処分を困難にします。 |
| トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、ふっ素、1,4-ジオキサン | 下水管内の作業を危険にします。 水再生センターにおける生物処理の機能を低下させます。 |
| フェノール類 | 水再生センターにおける生物処理の機能を低下させます。 |
| 沃素消費量 | 下水道施設を腐食させます。 硫化水素ガスにより下水管内の作業を危険にします。 |
| 温度 | 下水管内の作業を妨げます。 |

(注) 水再生センターでは、微生物の働きを利用して下水を処理しています。

下水排除基準（ダイオキシン類以外）

| 対象物質又は項目 | 対象者 | 特定施設の設置者 | | 特定施設を設置していない者 | | |
|-------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|--|
| | | 50 m ³ /日以上 | 50 m ³ /日未満 | 50 m ³ /日以上 | 50 m ³ /日未満 | |
| 有害物質 | カドミウム | 0.03mg/ℓ以下 | 0.03mg/ℓ以下 | 0.03mg/ℓ以下 | 0.03mg/ℓ以下 | |
| | シアン | 1mg/ℓ以下 | 1mg/ℓ以下 | 1mg/ℓ以下 | 1mg/ℓ以下 | |
| | 有機リン | 1mg/ℓ以下 | 1mg/ℓ以下 | 1mg/ℓ以下 | 1mg/ℓ以下 | |
| | 鉛 | 0.1mg/ℓ以下 | 0.1mg/ℓ以下 | 0.1mg/ℓ以下 | 0.1mg/ℓ以下 | |
| | 6価クロム | 0.5mg/ℓ以下 | 0.5mg/ℓ以下 | 0.5mg/ℓ以下 | 0.5mg/ℓ以下 | |
| | 砒素 | 0.1mg/ℓ以下 | 0.1mg/ℓ以下 | 0.1mg/ℓ以下 | 0.1mg/ℓ以下 | |
| | 総水銀 | 0.005mg/ℓ以下 | 0.005mg/ℓ以下 | 0.005mg/ℓ以下 | 0.005mg/ℓ以下 | |
| | アルキル水銀 | 検出されないこと | 検出されないこと | 検出されないこと | 検出されないこと | |
| | ポリ塩化ビフェニル | 0.003mg/ℓ以下 | 0.003mg/ℓ以下 | 0.003mg/ℓ以下 | 0.003mg/ℓ以下 | |
| | トリクロロエチレン | 0.1mg/ℓ以下 | 0.1mg/ℓ以下 | 0.1mg/ℓ以下 | 0.1mg/ℓ以下 | |
| | テトラクロロエチレン | 0.1mg/ℓ以下 | 0.1mg/ℓ以下 | 0.1mg/ℓ以下 | 0.1mg/ℓ以下 | |
| | ジクロロメタン | 0.2mg/ℓ以下 | 0.2mg/ℓ以下 | 0.2mg/ℓ以下 | 0.2mg/ℓ以下 | |
| | 四塩化炭素 | 0.02mg/ℓ以下 | 0.02mg/ℓ以下 | 0.02mg/ℓ以下 | 0.02mg/ℓ以下 | |
| | 1,2-ジクロロエタン | 0.04mg/ℓ以下 | 0.04mg/ℓ以下 | 0.04mg/ℓ以下 | 0.04mg/ℓ以下 | |
| | 1,1-ジクロロエチレン | 1mg/ℓ以下 | 1mg/ℓ以下 | 1mg/ℓ以下 | 1mg/ℓ以下 | |
| | シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4mg/ℓ以下 | 0.4mg/ℓ以下 | 0.4mg/ℓ以下 | 0.4mg/ℓ以下 | |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | 3mg/ℓ以下 | 3mg/ℓ以下 | 3mg/ℓ以下 | 3mg/ℓ以下 | |
| | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06mg/ℓ以下 | 0.06mg/ℓ以下 | 0.06mg/ℓ以下 | 0.06mg/ℓ以下 | |
| | 1,3-ジクロロプロペン | 0.02mg/ℓ以下 | 0.02mg/ℓ以下 | 0.02mg/ℓ以下 | 0.02mg/ℓ以下 | |
| | チウラム | 0.06mg/ℓ以下 | 0.06mg/ℓ以下 | 0.06mg/ℓ以下 | 0.06mg/ℓ以下 | |
| | シマジン | 0.03mg/ℓ以下 | 0.03mg/ℓ以下 | 0.03mg/ℓ以下 | 0.03mg/ℓ以下 | |
| | チオベンカルブ | 0.2mg/ℓ以下 | 0.2mg/ℓ以下 | 0.2mg/ℓ以下 | 0.2mg/ℓ以下 | |
| | ベンゼン | 0.1mg/ℓ以下 | 0.1mg/ℓ以下 | 0.1mg/ℓ以下 | 0.1mg/ℓ以下 | |
| | セレン | 0.1mg/ℓ以下 | 0.1mg/ℓ以下 | 0.1mg/ℓ以下 | 0.1mg/ℓ以下 | |
| ほう素 | 河川等 | 10mg/ℓ以下 | 10mg/ℓ以下 | 10mg/ℓ以下 | 10mg/ℓ以下 | |
| | 海域 | 230mg/ℓ以下 | 230mg/ℓ以下 | 230mg/ℓ以下 | 230mg/ℓ以下 | |
| ふっ素 | 河川等 | 8mg/ℓ以下 | 8mg/ℓ以下 | 8mg/ℓ以下 | 8mg/ℓ以下 | |
| | 海域 | 15mg/ℓ以下 | 15mg/ℓ以下 | 15mg/ℓ以下 | 15mg/ℓ以下 | |
| 1,4-ジオキサン | 0.5mg/ℓ以下 | 0.5mg/ℓ以下 | 0.5mg/ℓ以下 | 0.5mg/ℓ以下 | | |
| 環境項目等 | 総クロム | 2mg/ℓ以下 | 2mg/ℓ以下 | 2mg/ℓ以下 | 2mg/ℓ以下 | |
| | 銅 | 3mg/ℓ以下 | 3mg/ℓ以下 | 3mg/ℓ以下 | 3mg/ℓ以下 | |
| | 亜鉛 | 2mg/ℓ以下 | 2mg/ℓ以下 | 2mg/ℓ以下 | 2mg/ℓ以下 | |
| | フェノール類 | 5mg/ℓ以下 | 5mg/ℓ以下 | 5mg/ℓ以下 | 5mg/ℓ以下 | |
| | 鉄（溶解性） | 10mg/ℓ以下 | 10mg/ℓ以下 | 10mg/ℓ以下 | 10mg/ℓ以下 | |
| | マンガン（溶解性） | 10mg/ℓ以下 | 10mg/ℓ以下 | 10mg/ℓ以下 | 10mg/ℓ以下 | |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | 600mg/ℓ未満 (300mg/ℓ未満) | | 600mg/ℓ未満 (300mg/ℓ未満) | | |
| | 浮遊物質（SS） | 600mg/ℓ未満 (300mg/ℓ未満) | | 600mg/ℓ未満 (300mg/ℓ未満) | | |
| | ノルマルヘキサン抽出物質 | 鉱油 | 5mg/ℓ以下 | | 5mg/ℓ以下 | |
| | | 動植物油 | 30mg/ℓ以下 | | 30mg/ℓ以下 | |
| | 窒素 | 120mg/ℓ未満 | | 120mg/ℓ未満 | | |
| | リン | 16mg/ℓ未満 | | 16mg/ℓ未満 | | |
| 水素イオン濃度（pH） | 5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満) | 5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満) | 5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満) | 5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満) | | |
| 温度 | 45℃未満 (40℃未満) | 45℃未満 (40℃未満) | 45℃未満 (40℃未満) | 45℃未満 (40℃未満) | | |
| 沃素消費量 | 220mg/ℓ以下 | 220mg/ℓ以下 | 220mg/ℓ以下 | 220mg/ℓ以下 | | |

- (備考) 1 BOD、SS、pH、温度に係る（ ）内の数値は製造業又はガス供給業に適用します。
- 2 □内は直罰等による規制に係る排除基準です。このうち []内は小金井市下水道条例により定められている基準です。なお、この基準のうち50 m³/日未満の特定施設の設置者に係る総クロムの基準は、工場を設置している者に適合し、銅・亜鉛・フェノール類・鉄・マンガン・弗素の基準は、昭和47年4月2日以降に工場を設置した者等に適用する基準です。
- 3 □内は除害施設設置等の義務に係る排除基準です。
- 4 50 m³/日未満の特定施設の設置者に係る総クロム～マンガンの基準は、平成13年4月1日以降に指定作業場を設置した者等に適用されます。

下水排除基準（ダイオキシン類）

| | |
|-------|---------------------------------|
| 対象者 | ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設の設置者 |
| 排除基準値 | 1リットルあたり10ピコグラム以下 |

6 特定施設と除害施設

事業場排水の排除基準は、特定事業場もその他の事業場も違いはありません。しかし、特定事業場は事務手続きや種々の規制、罰則などが、かなり厳しい内容となっています。

あなたの事業場が該当するかどうか、よく調べてください。
なお、旅館業（特定施設第66号の2）のうちで温泉を利用しない場合は、特定事業場とは異なる扱いになっています。

特定施設とは

人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や廃液を排出する施設として、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法で定められた施設をいいます。詳しくは次頁の別紙4「下水道法における特定施設」を参照してください。また、特定施設を設置する事業場のことを特定事業場いい、特定施設を設置する者を特定施設の設置者といいます。

除害施設とは

除害施設とは、事業場からの排水の水質を、小金井市下水道条例で定める基準に適合させるために、排水を処理する施設のことをいいます。処理場本来の機能を発揮させ、安定して水をきれいに処理するために、必要な施設といえます。処理場の主役は生きた微生物です。排水の水質には十分注意してください。

除害施設とつきあうには

事業場が排除基準に適合した処理水を常時確保するためには、日常の運転管理、水質管理、保守管理、補修等の維持管理作業は欠かすことができません。維持管理を確実にを行うためには次のことに留意してください。

- (1) 除害施設の水質管理責任者を定め、管理体制を確立すること。
- (2) 除害施設の運転日誌を作成し、整備保管しておくこと。
- (3) 処理水質や除害施設に異常があったときは、原因を究明し必要な応急措置を講ずると共に、小金井市環境部下水道課に報告すること。
- (4) 廃液を回収し、その処理を委託している事業場も、同様の維持管理を行うこと。

下水道法における特定施設

特定施設とは、排水の水質規制が必要な施設として、法令によって特別に指定された施設で、下表に掲げる施設が下水道法における特定施設となります。(下水道法第11条の2)

<水質汚濁防止法に規定する特定施設>

| 番号 | 名 称 |
|-----|--|
| 1 | ○ 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 細さく用の泥水分離施設 |
| 1の2 | ○ 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設 (豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設 (牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設 (馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) |
| 2 | ○ 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設 |
| 3 | ○ 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 |
| 4 | ○ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設 |
| 5 | ○ みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設 |
| 6 | ○ 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設 |
| 7 | ○ 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設 |
| 8 | ○ パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう |
| 9 | ○ 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機 |
| 10 | ○ 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゆう施設 |
| 11 | ○ 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設 |
| 12 | ○ 動物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設 |
| 13 | ○ イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設 |

| | |
|------|--|
| 14 | ○でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 沈だめ及びこれに類する施設 |
| 15 | ○ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設 |
| 16 | ○めん類製造業の用に供する湯煮施設 |
| 17 | ○豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 |
| 18 | ○インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 |
| 18の2 | ○冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設 |
| 18の3 | ○たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設 |
| 19 | ○新糖業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副産物処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設 |
| 20 | ○洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設 |
| 21 | ○化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設 |
| 21の2 | ○一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー |
| 21の3 | ○合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 |
| 21の4 | ○パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設 |
| 22 | ○木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設 |
| 23 | ○パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 砕木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設 |
| 23の2 | ○新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 |
| 24 | ○化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破砕施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設 |
| 25 | ○水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設 |

| | |
|----|--|
| 26 | <p>○無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設 |
| 27 | <p>○前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 苛酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設 |
| 28 | <p>○カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゆう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設 |
| 29 | <p>○コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設 |
| 30 | <p>○発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 蒸りゆう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設 |
| 31 | <p>○メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設 |
| 32 | <p>○有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設 |
| 33 | <p>○合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設 |
| 34 | <p>○合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器 |
| 35 | <p>○有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 蒸りゆう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設 |
| 36 | <p>○合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設 |

| | |
|------|---|
| 37 | <p>○前六号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 コ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設</p> |
| 38 | <p>○石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料精製施設 ロ 塩析施設</p> |
| 39 | <p>○硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設</p> |
| 40 | ○脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設 |
| 41 | <p>○香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設 ロ 抽出施設</p> |
| 42 | <p>○ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設</p> |
| 43 | ○写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 |
| 44 | <p>○天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 脱水施設</p> |
| 45 | ○木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設 |
| 46 | <p>○第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設</p> |
| 47 | <p>○医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二号各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設</p> |
| 48 | ○火薬製造業の用に供する洗浄施設 |
| 49 | ○農薬製造業の用に供する混合施設 |
| 50 | ○第二号各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 |
| 51 | <p>○石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゆう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設</p> |
| 51の2 | ○自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 |
| 51の3 | ○医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、系ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設 |
| 52 | <p>○皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設</p> |
| 53 | <p>○ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設</p> |

| | |
|------|--|
| 54 | ○セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。） |
| 55 | ○生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント |
| 56 | ○有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設 |
| 57 | ○人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 |
| 58 | ○窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設 |
| 59 | ○碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 |
| 60 | ○砂利採取業の用に供する水洗式分別施設 |
| 61 | ○鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗淨施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設 |
| 62 | ○非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 塵ガス洗淨施設 ヘ 湿式集じん施設 |
| 63 | ○金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗淨施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 塵ガス洗淨施設 |
| 63の2 | ○空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 |
| 63の3 | ○石炭を燃料とする火力発電施設のうち、塵ガス洗淨施設 |
| 64 | ○ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗淨施設（脱硫化水素施設を含む。） |
| 64の2 | ○水道施設（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三受第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり10,000立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設 |
| 65 | ○酸又はアルカリによる表面処理施設 |
| 66 | ○電気めつき施設 |
| 66の2 | ○旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの（注1） イ ちゆう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設 |
| 66の3 | ○共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） |
| 66の4 | ○弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） |
| 66の5 | ○飲食店（次号及び第六十六号の七に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） |
| 66の6 | ○そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） |
| 66の7 | ○料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） |
| 67 | ○洗たく業の用に供する洗淨施設 |
| 68 | ○写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗淨施設 |
| 68の2 | ○病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗淨施設 ハ 入浴施設 |

| | |
|------|---|
| 69 | ○と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 |
| 69の2 | ○中央卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第三項に規定するものをいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> イ 卸売場 ロ 仲卸売場 |
| 69の3 | ○地方卸売市場(卸売市場法第二条第四項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和四十六年政令第二百二十一号)第二条第二号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) <ul style="list-style-type: none"> イ 卸売場 ロ 仲卸売場 |
| 70 | ○廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十四号に規定するものをいう。) |
| 70の2 | ○自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。) |
| 71 | ○自動式車両洗淨施設 |
| 71の2 | ○科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> イ 洗淨施設 ロ 焼入れ施設 |
| 71の3 | ○一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定するものをいう。)である焼却施設 |
| 71の4 | ○産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設 |
| 71の5 | ○トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設(前各号に該当するものを除く。) |
| 71の6 | ○トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。) |
| 72 | ○し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。) |
| 73 | ○下水道終末処理施設 |
| 74 | ○特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。) |

(注1) 下水道法上の取扱い

届出及び下水排除の制限等に関しては、特定施設から除かれます。ただし、入浴施設のうち温泉を利用する場合はこの限りではありません。

＜ダイオキシン類特別対策措置法に規定する特定施設＞

| 番号 | 名称 |
|----|--|
| 1 | 硫酸塩バルブ(クラフトバルブ)又は亜硫酸バルブ(サルファイトバルブ)の製造の用に供する塩素又は素化合物による漂白施設 |
| 2 | カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 |
| 3 | 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 |
| 4 | アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 |
| 5 | 担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設 |
| 6 | 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 |
| 7 | カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供するのうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設 |
| 8 | クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供するのうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設 |
| 9 | 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するのうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設 |
| 10 | 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキシノンの製造の用に供するのうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設 |
| 11 | 8, 18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロインドロ[3,2,2-b'-3'-2'-m]トリフェノジオキサン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供するのうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱帯乾燥施設 |
| 12 | アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設 |
| 13 | 垂鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの垂鉛回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設 |
| 14 | 担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設 |
| 15 | 別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設 |
| 16 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設 |
| 17 | フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設 |
| 18 | 下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。) |
| 19 | 第1号から第18号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第18号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。) |

7 届出の仕組み(別紙5「下水道法に基づく届出と罰則」を参照)

事業場が下水道をしようとする場合は、特定施設及び除害施設の設置者などは、次のような届け出が必要になります。各種届出様式は小金井市下水道課でも受け取ることも可能ですが、小金井市下水道課のホームページからもダウンロードできます。ご利用ください。

<http://www.city.koganei.lg.jp/kakuka/kankyoubu/gesuidouka/index.html>

(1) 使用開始等の届出(別紙6)

下水道を使用する事業場(特定事業場とは限りません。)は、次に該当する場合にあらかじめ届出が必要になります。

| 届出を要する場合 | 届出の内容 | 届出の種類 |
|--|-------------------------------------|----------------|
| 日最大量が50 m ³ 以上の場合 下水の水質が下の表に該当する場合 既に届けだした内容を変更する場合 | 下水の量 下水の水質 使用開始の時期 給排水の平面図 | 公共下水道使用開始(変更)届 |
| 上記の届け出の対象にならない特定施設の設置者が下水道を使用する場合 | 使用開始の時期 特定施設の種類 | 公共下水道使用開始届 |

(2)特定施設の設置等の届出

特定施設の設置者は、公共下水道使用開始届とは別に、次のような届け出が必要になります。(温泉を利用しない旅館を除く。)

1 事前に届出がいる場合

| 届出を要する場合 | 届出の内容 | 届出の種類 |
|--|---------------|----------|
| 特定施設を新しく設置する場合 | 特定施設設置届出書 | 設置の60日以前 |
| 特定施設の設置者が次のような変更をする場合 ・特定施設の構造、寸法など ・特定施設で使用する材料など ・除害施設の構造、寸法など ・下水の量、水質、排水系統など | 特定施設の構造等変更届出書 | 変更の60日以前 |

2 事後に届出がいる場合

| 届出を要する場合 | 届出の種類 | 届出の期限 |
|------------------------------|-------------|------------------|
| 特定施設を設置している事業者が新たに下水道を使用する場合 | 特定施設使用届出書 | 使用または指定の日から30日以内 |
| 使用している施設が、新たに特定施設に指定された場合 | | |
| 事業場の名称、代表者及び所在地名の変更があった場合 | 氏名変更届出書 | 変更の日から30日以内 |
| 特定施設の使用を廃止した場合 | 特定施設使用廃止届出書 | 廃止の日から30日以内 |
| 事業場を譲り受けるなど、届出者の地位を継承した場合 | 承継届出書 | 継承の日から30日以内 |

3 除害施設の設置等の届出

特定事業場以外の事業場が、除害施設を設置あるいは構造等の変更をしようとする場合、次のような届け出が必要になります。

(1) 事前に届出がいる場合

| 届出を要する場合 | 届出の種類 | 届出の期限 |
|--|-----------------------|-------|
| 除害施設を新しく設置する場合 | 除害施設の新設等及び使用の方法の変更届出書 | あらかじめ |
| 除害施設の設置者が次のような変更をする場合 ・除害施設の構造、処理方法など ・下水の量、質、排水系統など | | あらかじめ |

(2) 事後に届出がいる場合

| | | |
|---------------------------|-------------|-------------|
| 事業場の名称、代表者及び所在地名の変更があった場合 | 氏名変更等届出書 | 変更の日から30日以内 |
| 除害施設の使用を廃止した場合 | 除害施設使用廃止届出書 | 廃止の日から30日以内 |
| 届出者の地位を承継した場合 | 承継届出書 | 継承の日から30日以内 |

・ 公共下水道使用開始（変更）届が必要となる場合の下水の水質（処理前の水質）

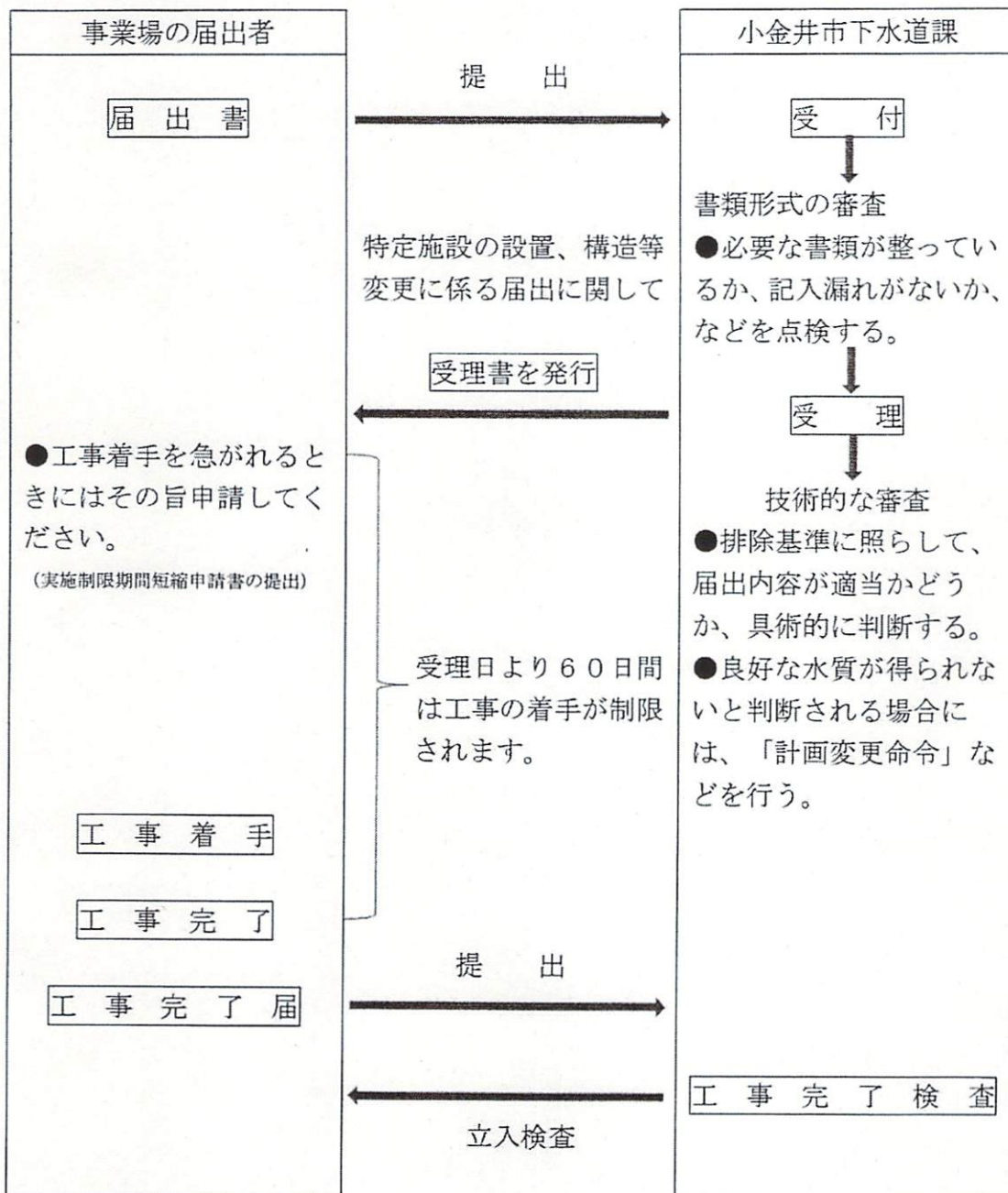
| 対象物質又は項目 | | 数値 | 対象物質又は項目 | 数値 | |
|------------------|----------------------|---------------------|------------------|-------------------------|--------------------|
| 環 境 項 目 | クロム及びその化合物 | 2mg/ℓ 以下 | 有 害 物 質 | 水銀及びアルキル水銀その 他の水銀化合物 | 0.005mg/ℓ 以下 |
| | 銅及びその化合物 | 3mg/ℓ 以下 | | アルキル水銀化合物 | 検出されないこと |
| | 亜鉛及びその化合物 | 2mg/ℓ 以下 | | ポリ塩化ビフェニル | 0.003mg/ℓ 以下 |
| | フェノール類 | 5mg/ℓ 以下 | | トリクロロエチレン | 0.1mg/ℓ 以下 |
| | 鉄及びその化合物（溶解性） | 10mg/ℓ 以下 | | テトラクロロエチレン | 0.1mg/ℓ 以下 |
| | マンガン及びその化合物（溶 解性） | 10mg/ℓ 以下 | | ジクロロメタン | 0.2mg/ℓ 以下 |
| | 生物化学的酸素要求量（BO D） | 600mg/ℓ 未満 | | 四塩化炭素 | 0.02mg/ℓ 以下 |
| | 浮遊物質（SS） | 600mg/ℓ 未満 | | 1・2-ジクロロエタン | 0.04mg/ℓ 以下 |
| | ノルマルヘ | 動植物油脂類 30mg/ℓ 以下 | | 1・1-ジクロロエチレン | 1mg/ℓ 以下 |
| | キサン抽出 物質 | | | 鉱油類 5mg/ℓ 以下 | シス1・2-ジクロロエチレ ン |
| | 窒素含有量 | 120mg/ℓ 未満 | | 1・1・1-トリクロロエタン | 3mg/ℓ 以下 |
| | 燐含有量 | 16mg/ℓ 未満 | | 1・1・2-トリクロロエタン | 0.06mg/ℓ 以下 |
| | 水素イオン濃度（pH） | 5を超え9未満 | | 1・3-ジクロロプロペン | 0.02mg/ℓ 以下 |
| | 温度 | 45℃未満 | | チウラム | 0.06mg/ℓ 以下 |
| 沃土消費量 | 220mg/ℓ 以下 | シマジン | 0.03mg/ℓ 以下 | | |
| 有 害 物 質 | カドミウム及びその化合物 | 0.03mg/ℓ 以下 | チオベンカルブ | 0.2mg/ℓ 以下 | |
| | シアン化合物 | 1mg/ℓ 以下 | ベンゼン | 0.1mg/ℓ 以下 | |
| | 有機リン化合物 | 1mg/ℓ 以下 | セレン | 0.1mg/ℓ 以下 | |
| | 鉛及びその化合物 | 0.1mg/ℓ 以下 | ほう素及びその化合物 | 10mg/ℓ 以下 | |
| | 六価クロム化合物 | 0.5mg/ℓ 以下 | ふつ素及びその化合物 | 8mg/ℓ 以下 | |
| | 砒素及びその化合物 | 0.1mg/ℓ 以下 | 1・4-ジオキサン | 0.5mg/ℓ 以下 | |



8 届出から工事完了までの手順

審査を受ける必要のある届出については以下のような手順になります。

対象となる届出 「特定施設設置届出書」・「特定施設の構造等変更届出書」
「除害施設の設置（変更届出書）」

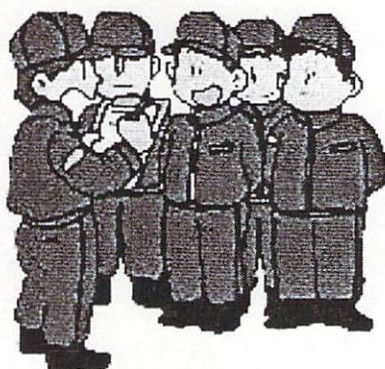


9 立入検査(法第13条)

公共下水道管理者は、下水道の機能や施設を保全し、処理場からの放流水の水質を適正に保つために必要な限度において、事業場に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設及びその他の物件を検査できることになっています。

10 改善命令等(法第37条の2、法38条第1項第1号)

立入検査の結果、排除基準に違反している場合、または違反するおそれがあると認められた場合には、期限を定めて水質及び施設の改善あるいは下水の排除の停止などを命ずることになります。



11 水質の測定義務(法12条の12)

公共下水道管理者が測定義務を課した特定事業場は、下水道法第12条の12の規定に基づく「水質の測定義務に関する事務取扱要領」により下水の水質を測定し、その記録を保存しておかなければなりません。

(1) 測定項目及び測定回数

その事業場に設置されている除害施設などでの除去対象項目および作業工程において使用する原材料、薬品の種類、量、使用方法を考慮して公共下水道管理者が定めます。

(2) 測定方法

「下水の水質の検定方法に関する省令」に基づき測定を行って下さい。事業場内に検査部門がない場合は、環境計量証明のできる測定機関へ委託することが可能です。

(3) 水質測定結果の記録

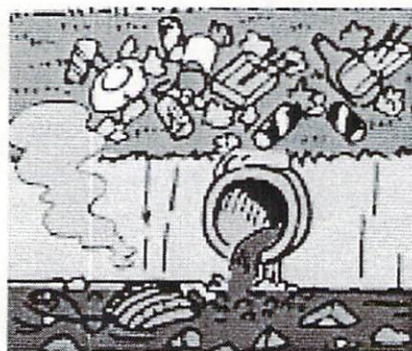
水質測定結果は、水質測定記録票に記録し、5年間保存してください。

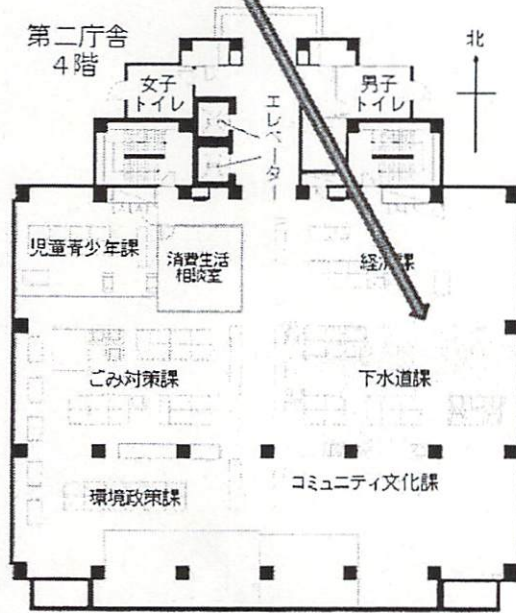
1 2 報告書の提出(法第39条の2)

公共下水道管理者は、下水道を適正に管理するために事業場から操業等の状況、除害施設又は排除する下水の水質に関し、必要に応じて報告を求めることができます。水質測定記録表、除害施設の運転日誌等はいつでも公共下水道管理者の報告の求めに応じられるよう整備保管しておいてください。

1 3 産業廃棄物の処理

廃棄物の処理は事業者の責務です。事業活動によって生ずるすべての廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって規制され、事業者が自ら処理しなければなりません。しかし、事業者自身で処理できない場合は、産業廃棄物処理業者へ委託することも認められています。「排出者責任の原則」をよく認識し、産業廃棄物は適正に処理してください。





特定施設、除害施設、事業系排水については、下記に問合せください。

小金井市環境部下水道課業務設備係
 ☎184-8504 東京都小金井市本町6-6-3
 TEL 042-387-9828 / FAX 042-387-7222